

❀「あかがねラーケーション」Q&A

Q1 新居浜市は、どうして「あかがねラーケーション」を始めたのですか。

A1 全国知事会では、働く人一人ひとりが多様な休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことで生活を豊かにするだけでなく、仕事の質を高め、ワーク・ライフ・バランスの充実へと繋がる休み方改革を進める提言を発出しています。

本市の産業は、他の地域に比べて製造業やサービス産業が盛んであり、交代勤務や祝休日勤務に従事している方が多い傾向がみられることから、子どもたちが、家族と共に過ごす時間を確保することが難しい家庭が少なくない実態が示されているため、「学習(learning)」と「バケーション(vacation)」を組み合わせた新しい学び方・休み方を試行することとしました。

Q2 「あかがねラーケーション」にどのような効果を期待するのですか。

A2 「あかがねラーケーション」は、学校という場所以外で、家族とともに得られる経験を通じて多くのことを学び、こどもの心や人間性の成長を促す取組みです。ここでの学びとは、学習的な意味に限らず、新たな経験で視野を広げたり、活動の思い出を家族と共有したり、あらゆる体験を意味するもので、こどもの成長に多大な影響があると考えられています。

Q3 「あかがねラーケーション」はどんな時に取得できますか。

A3 保護者等とともに経験する、「自然観察」や「体験活動」、「家族旅行」などですが、詳細は「新居浜市における『あかがねラーケーション』制度の試行・検証について」をご確認ください。最終的には、学校長の判断になります。

Q4 「保護者等」とは誰を指しますか。

A4 原則は保護者ですが、保護者が同意した大人(祖父母や成年年齢に達している親戚等)を含みます。

Q5 「あかがねラーケーション」の取得単位はどういう単位ですか。

A5 年間3日間を上限に取得可能で、連続で取得しても一日単位でも取得可能です。ただし、半日単位での取得や残日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q6 「あかがねラーケーション」はいつまでに届け出が必要ですか。また、予定が変更になった場合どうすればいいですか。

A6 届け出は原則として、活動の1週間前までに学校にしてください。予定の変更は当日までに学校へお伝え下さい。

以上